

協議第 16 号の 1

総務企画関係事業の取扱いについて（再提案）

総務企画関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 3 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

総務企画関係事業の取扱いについて

住民活動支援補助金（ハード事業）については、地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続する。補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、合併までに調整し一元化する。

新町の行政機構及び職員配置は、次の方針に基づき整備する。

行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

選挙管理事務については、合併後新町において一元化する。

公有地の占有許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、占有料については、合併後全ての物件について適正な対価を徴収するものとする。

防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化する。

平成 年 月 日確認